

工事で発生する廃棄物の 適正処理について

◆ 解体等工事における石綿ばく露防止対策等に関する説明会

日時 令和8年1月26日（月）、30日（金）

場所 ショッピングプラザアピア 4階 研修室A・B（1/26）
Web（1/30）

滋賀県東近江環境事務所

はじめに

建設工事※に伴い生ずる廃棄物の処理責任は原則元請け業者にあります。

※解体工事やリフォーム工事も含む。

無自覚に法を犯すことのないよう、正しく法律を理解し、廃棄物の適正処理に努めてください。

<本日の流れ>

1. 廃棄物処理法の概要
 - ・廃棄物処理法について
 - ・廃棄物とは
 - ・廃棄物の分類
2. 産業廃棄物とは
 - ・産業廃棄物の種類
 - ・特別管理産業廃棄物
3. 排出事業者の責任
 - ・排出事業者責任の規定
 - ・産業廃棄物の処理における排出事業者責任
 - ・工事に伴い生じる廃棄物の処理責任
 - ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

4. 産業廃棄物の適正処理

- ・適正処理するための法のしくみ
- ・保管基準と留意点
- ・産業廃棄物の収集運搬基準
- ・産業廃棄物の処分又は再生基準
- ・焼却の禁止
- ・委託基準
- ・運搬・処分を委託できる業者
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
- ・排出事業者の報告・届出義務
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告
- ・産業廃棄物税
- ・改善命令
- ・排出事業者に対する措置命令

1. 廃棄物処理法の概要

◆廃棄物処理法について

汚物掃除法(1900年制定)
清掃行政の仕組み形成

戦後の廃棄物増大

清掃法(1954年制定)

高度経済成長期のごみ問題
産業廃棄物の増加

公害の発生

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(1970年制定)
目的:廃棄物の排出抑制・適正処理、生活環境の保全と公衆衛生を向上
⇒一般廃棄物と産業廃棄物の区分、処理責任の規定

1. 廃棄物処理法の概要

◆廃棄物処理法について（体系）

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正処理、③生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること							
定義	<p>廃棄物 汚物または不要物（占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することが出来ないために不要になったもの）であって、固形状または液状のもの（放射性物質等を除く）</p> <table border="1"><tr><td>一般廃棄物</td><td>産業廃棄物</td></tr><tr><td>産業廃棄物以外の廃棄物</td><td>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等その他の廃棄物</td></tr><tr><td>特別管理一般廃棄物 爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある一般廃棄物</td><td>特別管理産業廃棄物 爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある産業廃棄物</td></tr></table>		一般廃棄物	産業廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等その他の廃棄物	特別管理一般廃棄物 爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある産業廃棄物
一般廃棄物	産業廃棄物							
産業廃棄物以外の廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等その他の廃棄物							
特別管理一般廃棄物 爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある産業廃棄物							
処理責任等	市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに実行。	事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により実行。						
処理業 (収集・運搬又は処分)	市町村長の許可制 施設及び申請者の能力が環境省令で定める基準に適合し、申請内容が市町村の定める一般廃棄物処理計画に適合する場合等に許可	都道府県知事等の許可制 施設及び申請者の能力が環境省令で定める基準に適合する場合等に許可						
指導監督 (収集・運搬又は処分)	市町村による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	都道府県知事等による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等						
処理施設	都道府県知事等の許可制（ただし、市町村が設置する場合は、届出）	都道府県知事等の許可制						
指導監督 (処理施設)	都道府県知事等による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	都道府県知事等による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等						
輸出入規制	国内処理の原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	国内処理の原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要						
投棄禁止	何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。							
焼却禁止	何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない。							
罰則	不法投棄、不法焼却の場合は、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）							

1. 廃棄物処理法の概要

◆廃棄物とは

占有者が自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）。

○廃棄物該当性の判断のポイント

① 物の性状

生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないか
利用用途に要求される品質を満足しているか

② 排出の状況

需要に沿った計画的な排出、適切な品質管理

③ 通常の取扱い形態

市場が形成されているか
通常は廃棄物として処理されていないか

④ 取引価値の有無

有償譲渡で経済的合理性のある取引となっているか
名目を問わず処理料金の受領がないか

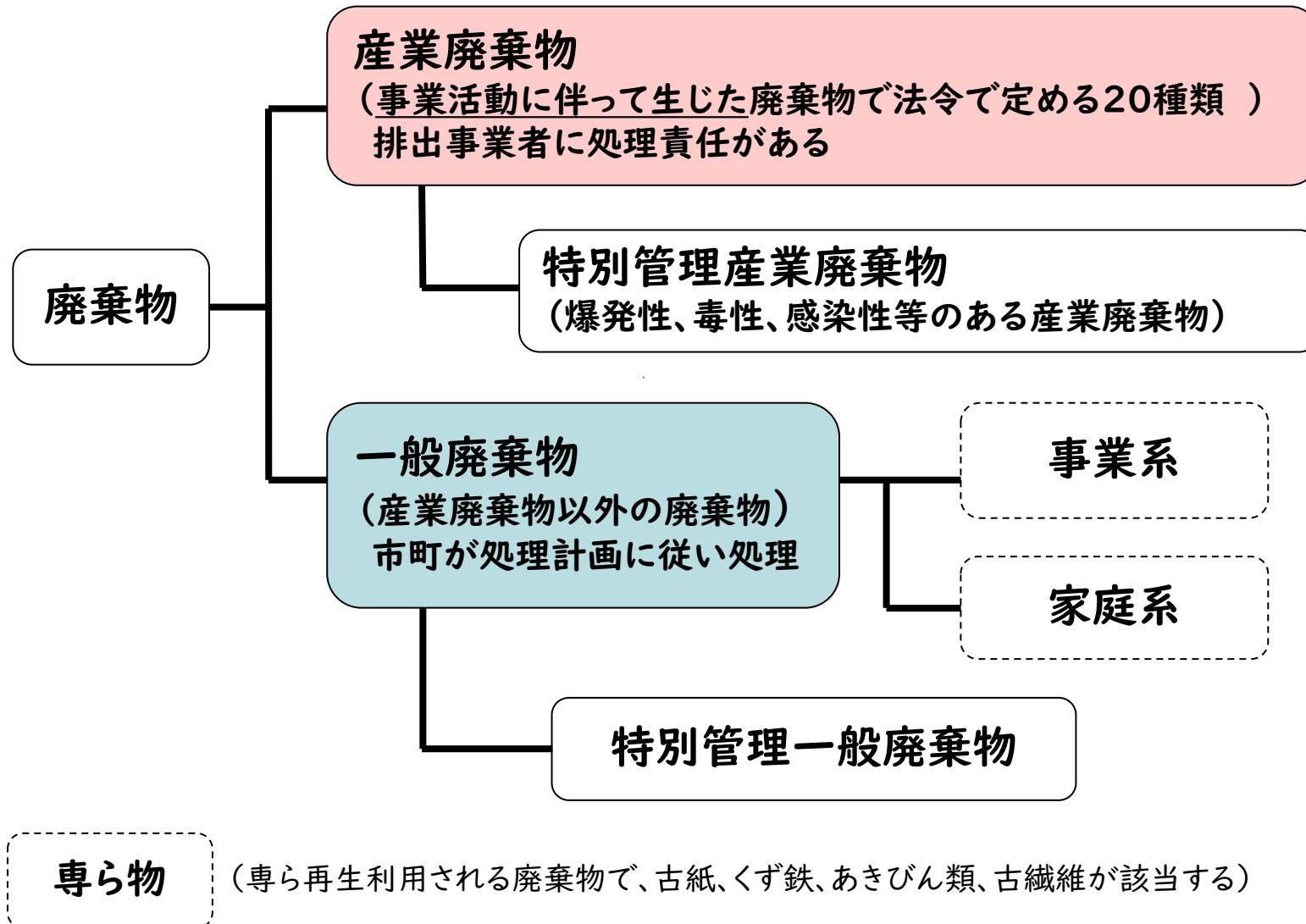
⑤ 占有者の意志

客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意志

（参考）行政処分の指針について（通知）

1. 廃棄物処理法の概要

◆廃棄物の分類



2. 産業廃棄物とは

◆産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭ガラ、産業廃棄物の焼却残さ、炉清掃物
	汚泥	めっき汚泥、活性汚泥、ピット汚泥、下水汚泥、建設系汚泥
	廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類
	廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃アンモニア液、廃現像液、不凍液
	廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くず、廃タイヤ、塗料かす(固形状)
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	研磨くず、切削くず、空缶
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空ビン、レンガくず、瓦くず、セメント製品くず
	鉱さい	スラグ、廃鋳物砂、サンドブラスト廃砂
特定事業に伴うもの	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片等
	ばいじん	焼却施設において発生したものであって、集じん施設によって集められたもの
	紙くず	建設業に係るもの、パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、新聞業・出版業に係るもの、製本業・印刷物加工業に係るもの 等
	木くず	建設業に係るもの、木材又は木製品の製造業に係るもの、パルプ製造業に係るもの、輸入木材の卸売業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレットに係るもの 等
	繊維くず(天然のもの)	建設業及び繊維工業に係るもの
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場でと殺又は解体した獸畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	家畜ふん尿	畜産農業に係る牛、馬、豚、鶏等の糞尿
	家畜の死体	畜産農業に係る牛、馬、豚、鶏等の死体
	政令第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固形化物等)



20種類あるが、業種限定のものがあり、事業活動による廃棄物の全てが産業廃棄物ではない

2. 産業廃棄物とは

◆産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物）

石綿含有産業廃棄物について、廃棄物処理法施行規則で次のように定められている。

- 石綿が含まれている産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）とする。
＜規則第7条の2の3第1項＞

具体的には…

- ・石綿含有成形板、石綿含有ビニル床タイル、石綿含有仕上塗材など。
- ・石綿を含有する建材とみなして撤去され廃棄物となったもの。

表2-2 主な石綿含有成形板の製造期間、使用箇所等

製品の種類	製造期間 (西暦)	主な使用箇所	代替製品の 使用開始年
石綿含有スレート(波板・ボード)	1931～2004※	屋根、外壁、内壁	1988～
石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961～2004※	屋根	—
石綿含有サイディング	1960～2004※	外壁	1973～
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	1960～2004	内壁、天井	1984～
石綿含有パルプセメント板	1958～2004※	内壁、天井	1987～
石綿含有スラグ石膏板	1978～2003※	内壁、天井	1993～
石綿含有耐火被覆板（けい酸カルシウム板第2種も含む）	1963～1990	鉄骨	1973～
石綿含有押出成形セメント板	1970～2004※	外壁、内壁、天井、床	1992～
石綿含有ビニル床タイル	1952～1987	床	—

※ 各建材メーカーによって製造期間は異なっているが、参考までに建材業界全体としての最長製造期間を示す。

※石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）[令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局]より

2. 産業廃棄物とは

◆特別管理産業廃棄物

種類	性状および具体例
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(引火点が70°C未満のもの)
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液
感染性廃棄物	医療関係機関から排出される血液、使用済みの注射針など
廃PCB等	廃PCB、PCBを含む廃油
PCB汚染物	<ul style="list-style-type: none">・紙くず(PCBが塗布され、または染み込んだもの)・木くず、纖維くず、汚泥(PCBが染み込んだもの)・廃プラスチック類、金属くず(PCBが付着し、または封入されたもの)・陶磁器くず、がれき類(PCBが付着したもの)
PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの
廃水銀等	<ul style="list-style-type: none">・水銀使用製品製造施設、試験研究機関等において生じた廃水銀等・水銀使用製品廃棄物等から廃棄物処理施設等において回収した廃水銀等
廃石綿等 (飛散性のあるもの)	<ul style="list-style-type: none">・吹き付け石綿、石綿含有保温材・断熱材、それらの除去工事で石綿が付着している(おそれのある)用具等・特定粉じん発生施設の集じん装置で集められた石綿等
汚泥、鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ	特定施設において生じたものであって、政令に定める有害物質の基準を超えて含むもの

3. 排出事業者の責任

◆排出事業者責任の規定

廃棄物処理法では、廃棄物の排出事業者責任を次のとおり規定している。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 <法第3条第1項>
- 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。 <法第11条第1項>
- 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。 <法第12条第7項>

「そもそも、廃棄物処理法第3条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。」

「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」平成29年6月20日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知より

3. 排出事業者の責任

◆産業廃棄物の処理における排出事業者責任

- 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬または処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

(産業廃棄物処理基準) <法第12条第1項>

- 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(産業廃棄物保管基準) <法第12条第2項>

- 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物運搬業者その他の環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他の環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

(許可業者への委託) <法第12条第5項>

- 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(委託基準) <法第12条第6項>

3. 排出事業者の責任

◆工事に伴い生じる廃棄物の処理責任

元請け業者の責任について、廃棄物処理法で次のように定められている。

- 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）が数次の請負によつて行われる場合にあっては、元請業者が事業者となる。

＜法第21条の3第1項＞

これにより、元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について排出事業者として自ら適正に処理を行い、又は廃棄物処理業者等に適正に処理を委託しなければならないこととなる。

また、下請負人は廃棄物処理業の許可がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできないこととなる。

「建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について」平成22年5月20日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡より

3. 排出事業者の責任

◆特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

(法第12条の2第8項)

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格(法第12条の2第9項・省令第8条の17)。

- ア 理学、薬学、工学、農学等の一定の学歴に加え、廃棄物の処理に関する技術上の実務経験を有する者
- イ 感染性産業廃棄物のみを扱う場合は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士の資格を有する者
- ウ 上記ア、イと同等の知識を有すると認められる者(滋賀県では、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが開催する特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了者)

4. 産業廃棄物の適正処理

◆適正処理するための法のしくみ



各段階で基準が適用される

保管の基準、運搬の基準、処分の基準

排出事業者が
自ら処理する場合も



排出者が運搬・処分を委託する場合、契約とマニフェストの発行が必要

排出者Aは
(一次排出者) \rightarrow B、Cと委託契約
 \rightarrow マニフェストをBに発行

処分業者Cは
(二次排出者) \rightarrow D、Eと委託契約
 \rightarrow マニフェストをDに発行



許可等を有していない業者に運搬、処分を委託することはできない

委託できる資格 (許可、広域認定、専ら物業)

4. 産業廃棄物の適正処理

◆保管基準と留意点

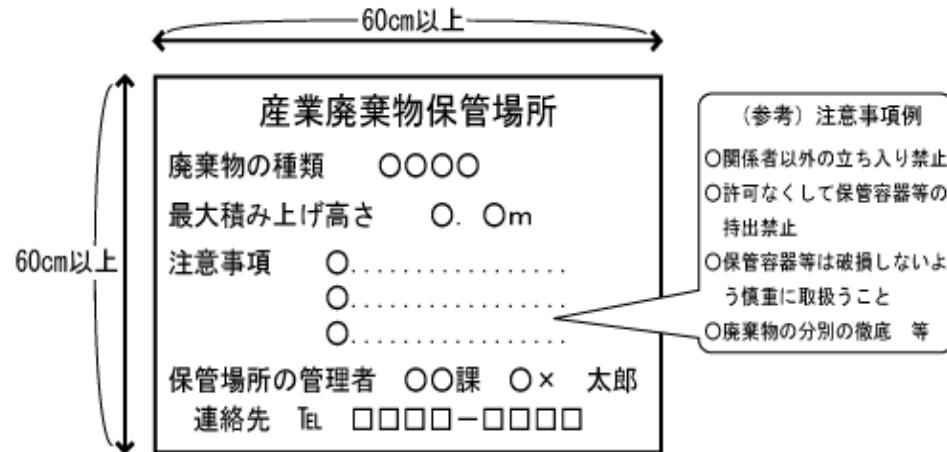
産業廃棄物保管基準<規則第8条>

① 保管場所には、周囲に囲いを設置し(直接荷重がかかる場合は構造耐力上安全であること。)、見やすい箇所に掲示板を設置すること。

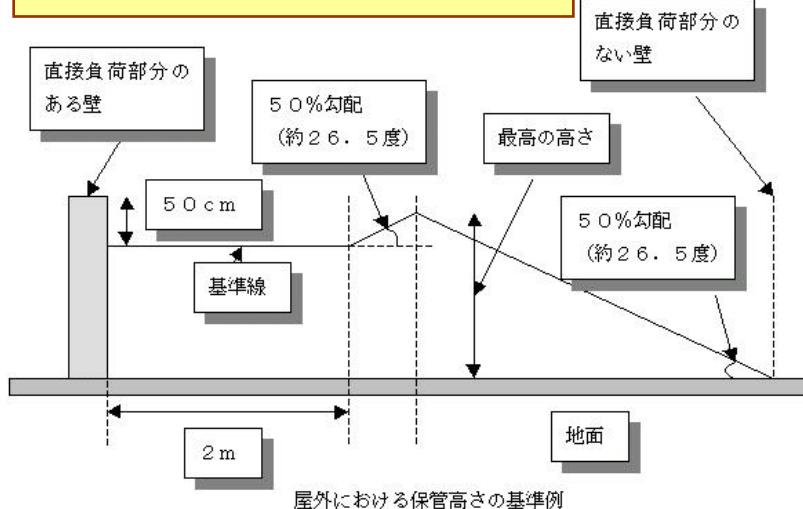
掲示の内容

- a. 産業廃棄物の保管場所であることの表示
- b. 保管する産業廃棄物の種類
- c. 保管場所の管理者の氏名(名称)と連絡先
- d. 屋外保管で容器を用いない場合は、最大積み上げ高さ
- e. 掲示板 縦60cm以上×横60cm以上

(例)



屋外で容器を用いずに保管する場合



② 保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次の措置を講じること。

- a. 汚水が生じる恐れがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、排水溝等の設備を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- b. 屋外で容器を用いずに保管する場合は、左図の基準内で行うこと。

4. 産業廃棄物の適正処理

◆保管基準と留意点（石綿含有産業廃棄物の保管）

石綿含有産業廃棄物の保管にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

- ・ 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ・ 覆いを設ける、梱包するなど、石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

<規則第8条第4号>

◆保管基準と留意点（事業場外での保管）

建設工事に伴い生ずる廃棄物を事業場（工事現場等）の外で保管する場合、保管場所の面積が300m²以上となる場所での保管であれば、保管をした日から14日以内に届出が必要となる。

<法第12条第3項>

届出を要しない保管

- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う場合の保管
- ・ 産業廃棄物処理業許可に係る施設での保管
- ・ 産業廃棄物処理施設（15条許可施設）での保管 など

4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物の収集運搬基準

<令第6条第1項第1号>

- ・ 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること
- ・ 悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること
- ・ 収集又は運搬のための施設には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること
- ・ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、飛散、流出、悪臭の漏れがないものであること
- ・ 運搬車両（運搬船）には、「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車（船舶）」である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、必要な書面を備え付けておくこと
- ・ 石綿含有産業廃棄物（非飛散性のものであり、廃石綿等を除く）又は水銀使用製品産業廃棄物は、破碎せず、かつ混合するおそれのないように他のものと区別すること

4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物の収集運搬基準（積替え）

<令第6条第1項第1号>

- ・ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- ・ 積替えの場所から産業廃棄物が飛散流出、地下浸透し、悪臭が飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- ・ 積替えの場所には、ねずみが生息し、はえ等の害虫が発生しないようにすること。
- ・ 石綿含有産業廃棄物（非飛散性のものであり、廃石綿等を除く）又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物の収集運搬基準（特別管理産業廃棄物）

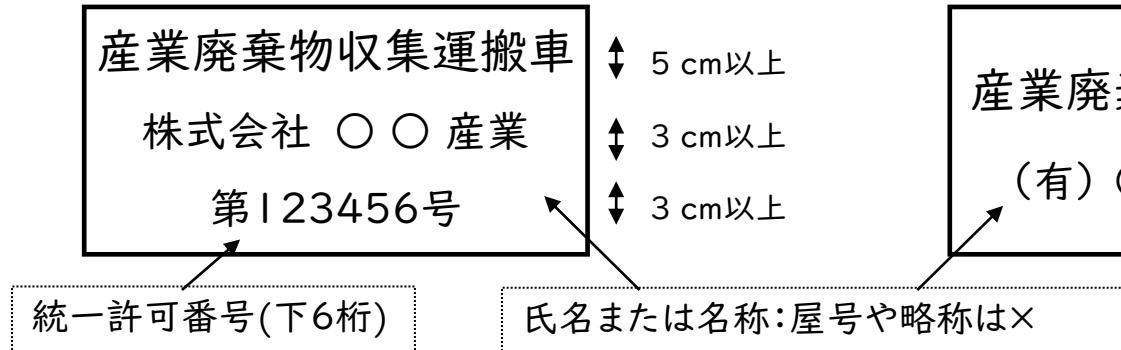
<令第6条の5第1項第1号>

- ・ 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ・ 他の物と混合するおそれのないように区別して収集運搬すること。
- ・ 運搬車両及び運搬容器は特別管理産業廃棄物が飛散流出し、悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ・ 運搬用パイプラインは用いてはならないこと。
- ・ 収集運搬を行う者は、特別管理産業廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、携帯すること。

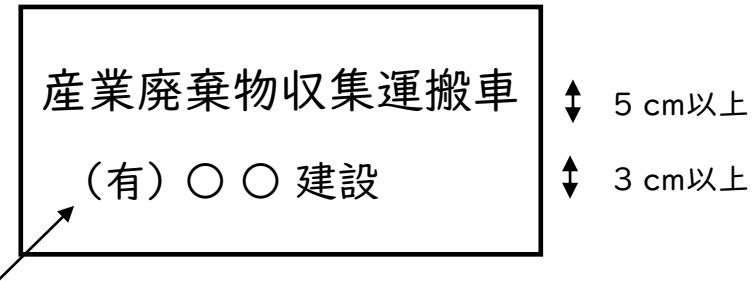
4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物の収集運搬基準（運搬車両の表示義務）

【産業廃棄物収集運搬業者の場合】



【自ら運搬の場合】



車体表示の留意点と備え付ける書面

	産業廃棄物収集運搬業者の運搬車両	排出事業者の運搬車両
留意点	<ul style="list-style-type: none">鮮明で、見やすいこと両側面に表示すること	
備え付け る書面	<p>以下の内容を記載した書面</p> <ul style="list-style-type: none">マニフェスト許可証の写し（縮小版でも可） <p>※ 電子マニフェストの場合</p> <ul style="list-style-type: none">電子マニフェスト使用証の写し右記内容を記載した書面あるいは電子データ（携帯等での速やかな通信表示也可）	<p>以下の内容を記載した書面</p> <ul style="list-style-type: none">氏名又は名称及び住所運搬する産業廃棄物の種類及び数量積載日積載した事業場の名称、所在地、連絡先運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

(注) 自動車リサイクル法や家電リサイクル法のみの取扱いの場合は当義務はありません。また、広域認定制度の場合は対応が異なります。

4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物の処分又は再生基準

<令第6条第1項第2号>

- ・ 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ・ 悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・ 処分又は再生のための施設には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・ 焼却する場合には、決められた構造を有する焼却設備を用いて、決められた方法により焼却すること。

焼却設備の構造 (規則第1条の7)

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるもの
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
- (3) 廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるもの
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置

焼却の方法 (令第3条第2号イ、H23 環境省告示第 29 号)

- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること
- (2) 煙突の先端から火炎または日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること
- (3) 煙突から焼却灰および未燃物が飛散しないように焼却すること

4. 産業廃棄物の適正処理

◆焼却の禁止（いわゆる「野焼き禁止」）

【法第16条の2】（罰則第25条第15号）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

【施行令第十四条】

法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

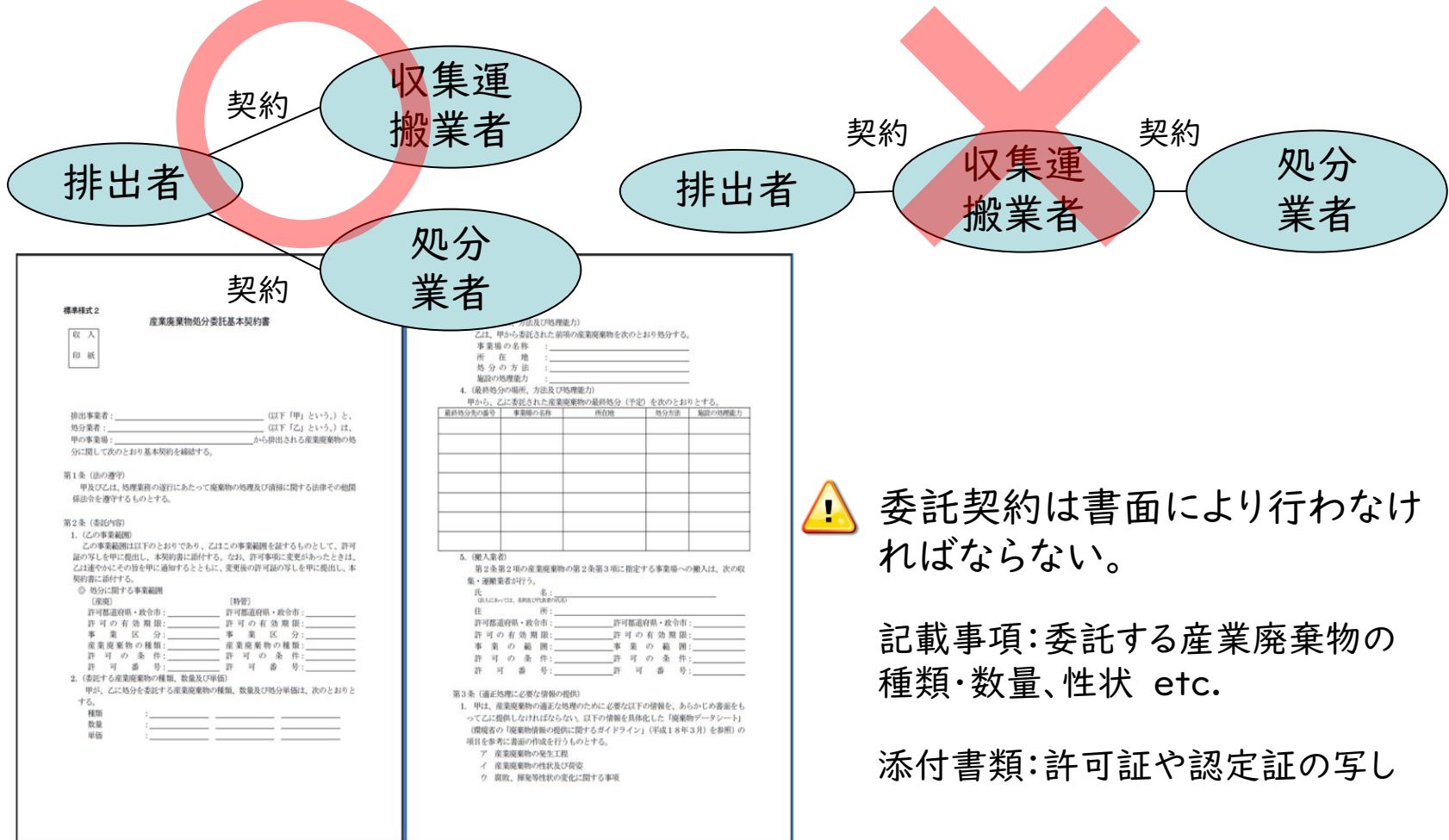
（平成12年9月28日付け施行通知）

焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことはある。

4. 産業廃棄物の適正処理

◆委託基準

 産業廃棄物の運搬、処分を委託する場合（法第12条第5項）
→ 収集運搬業者、処分業者にそれぞれ委託しなければならない。



委託契約は書面により行わなければならぬ。

記載事項: 委託する産業廃棄物の種類・数量、性状 etc.

添付書類:許可証や認定証の写し

4. 産業廃棄物の適正処理

◆委託基準（委託契約書の記載事項）

契約書は、契約期間終了後、5年間保存

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託契約の有効期間
- ③ 委託者が受託者に支払う料金
- ④ 受託者の事業の範囲
- ⑤ 委託者の有する適正処理のための必要な事項に関する情報

- ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
- ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ・日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク（※）表示に関する事項（パソコン、エアコン、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、冷蔵庫、洗濯機）
- ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
- ・その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

- ⑥ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

- ⑦ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- ⑨ (収集運搬契約の場合) 最終目的地の所在地
- ⑩ (収集運搬契約の場合) 積替え又は保管の場所に関する事項
- ⑪ (処分契約の場合) 許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- ⑫ (処分契約の場合) 処理施設の所在地、処分又は再生の方法及び処理能力
- ⑬ (処分契約の場合) 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力

※含有マーク (JIS C0950)



<対象有害物質>鉛又はその化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)

<令第6条の2第4号、
規則第8条の4の2>

4. 産業廃棄物の適正処理

◆運搬・処分を委託できる業者

① 許可業者

産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者

② 広域認定業者

製品が廃棄物となったものについて、減量その他の適正処理が確保されると国で認定された業者（運搬、処分等）

③ 再生利用認定業者

セメント原料等として再生利用することが確実として国で認定された業者（処分等）

④ 無害化処理認定業者

アスベストやPCBを含む廃棄物について、高度な技術を用いて迅速かつ安全に無害化処理できると国で認定された業者（運搬、処分）

⑤ 専ら物業者

専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古纖維）のみを取り扱っている業者

4. 産業廃棄物の適正処理

◆運搬・処分を委託できる業者（例外）

建設工事において以下の条件をすべて満たした場合のみ、下請け業者が排出者となり産業廃棄物の運搬を行うことができる。

<規則第18条の2第1項>

- (1) 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）であるもの。
 - ・ 解体工事、新築工事又は増築工事以外の工事であって、その請負代金の額が500万円以下のもの。
 - ・ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下のもの。
- (2) 一回当たりに運搬される量が1m³以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの。
- (3) 当該廃棄物を生ずる事業場（工事現場等）の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権原を有する施設※に運搬されるもの。
※元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設も含まれる。
- (4) 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの。

☆下請け業者が行えるのは運搬のみで、処分や他人への委託は元請け業者が行わなければならない。（委託契約やマニフェストの交付は元請けが行う必要がある。）

☆下請け業者が自ら廃棄物の運搬を行う旨を含む請負契約を書面で交わし、運搬時に携行する必要がある。

4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度とは

排出事業者が、処理業者に委託した産業廃棄物が委託契約書どおりに引き渡され、適正な処理が確保されていることの確認を目的とした制度

（1）紙マニフェストと電子マニフェスト

紙マニフェスト：通常7枚綴りの複写式の紙伝票

電子マニフェスト：環境大臣指定の情報処理センターへパソコンから情報送信

（2）紙マニフェストの運用

- ・排出事業者が処理業者に産業廃棄物を引き渡すときに、マニフェストに必要事項を記入したものを交付
- ・マニフェストの記載事項は法で規定
- ・複写伝票の返送により処理の進行について確認

（3）電子マニフェストの運用

- ・事務処理手続きの大幅な簡素化
- ・電子マニフェストを使用するときは、産業廃棄物を引き渡した後3日以内に情報処理センターに登録が必要

4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）について（記載事項）

記載事項	
管理票交付者（排出事業者）	① 管理票の交付年月日及び交付番号
	② 氏名又は名称及び住所
	③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
	④ 管理票の交付を担当した者の氏名
	⑤ 運搬又は処分を受託した者の住所
	⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬受託者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
	⑦ 産業廃棄物の荷姿
	⑧ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
	⑨ 中間処理業者にあっては、管理票交付者の氏名又は名称及び管理票の交付番号（処分委託者が電子マニフェストを使用した場合、処分委託者の氏名又は名称及び登録番号）
	⑩ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
運搬（処分）受託者	⑪ 氏名又は名称
	⑫ 運搬（処分）を担当した者の氏名
	⑬ 運搬（処分）を終了した年月日
	⑭ （運搬受託者）積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量
	⑮ （処分受託者）当該処分が最終処分である場合にあっては、当該最終処分を行った場所の所在地

4. 産業廃棄物の適正処理

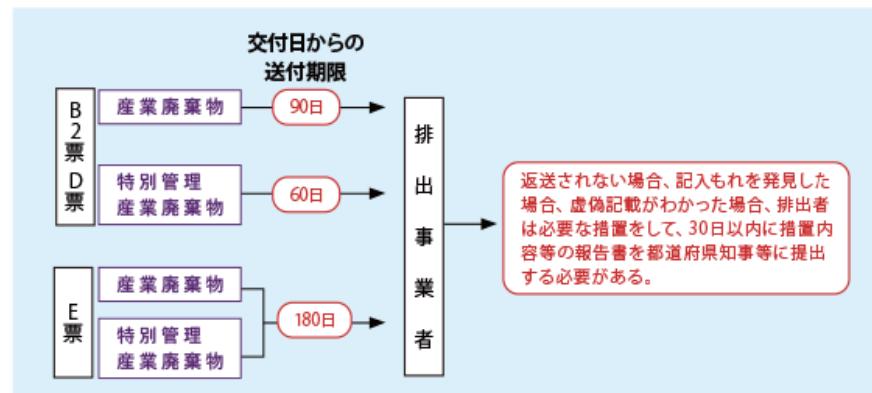
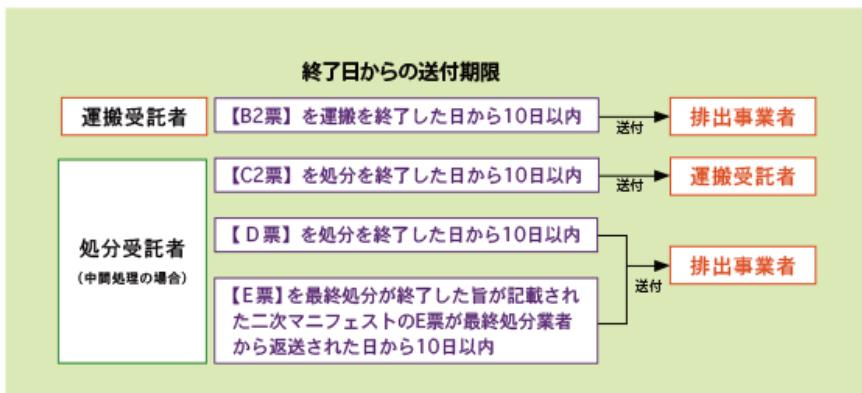
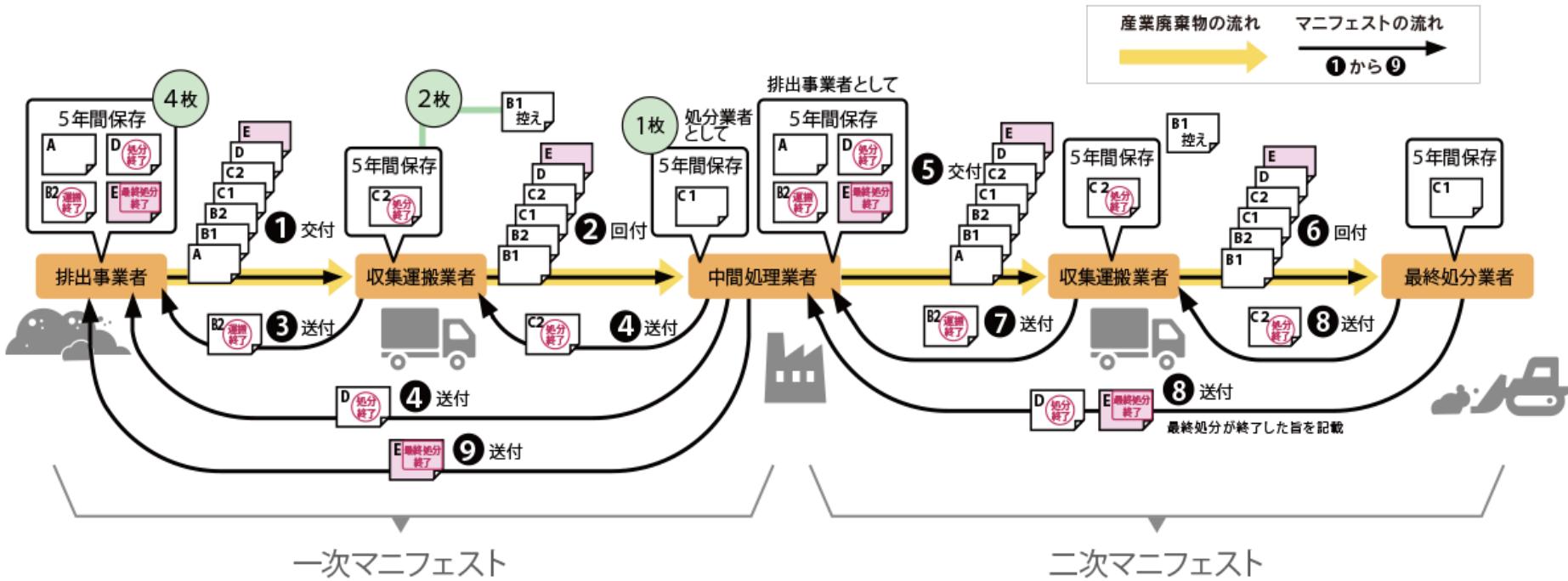
◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）について（紙マニフェストの例）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票						
交付年月日 平成 年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名	印	
事業者（排出者） 氏名又は名称 住所 〒 電話番号		事業場（排出事業場） 名称 所在地 〒 電話番号				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> C100 燃えがら <input type="checkbox"/> C200 汚泥 <input type="checkbox"/> C300 垢油 <input type="checkbox"/> C400 廢酸 <input type="checkbox"/> C500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> C600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> C700 紙くず <input type="checkbox"/> C800 木くず <input type="checkbox"/> C900 繊維くず <input type="checkbox"/> I000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> I100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> I200 金属くず <input type="checkbox"/> I300 ガラス <input type="checkbox"/> I400 脂さい <input type="checkbox"/> I500 がれき類 <input type="checkbox"/> I600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> I700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> I800 ばいじん <input type="checkbox"/> I900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> I400 動物系固形不毛物		数量(及び単位)	荷姿
					産業廃棄物の名称	
					有害物質等	
					処分方法	
					備考・通信欄	
	中間処理 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
	最終処分の場所 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
	運搬受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号		運搬先の事業場 名称 所在地 〒	名称 所在地 〒	
	処分受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号		積替又は保管 名称 所在地 〒	名称 所在地 〒	
	運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印 運搬了年月日	数量(及び単位) 運搬了年月日	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印 処分了年月日	数量(及び単位) 処分了年月日		
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号		(委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)			
						照合確認をお忘れなく! 【交付日からの送付期限】 B2、D票は90日(特別管理60日) E票は180日(特別管理180日) 期限内に送付されない場合は、必要な措置を行い、30日以内に知事等への報告が必要
						照合確認 B2票 平成 年 月 日 D票 平成 年 月 日 E票 平成 年 月 日

保存期間は5年間

4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）について（紙マニフェストの流れ）



出典:一般社団法人えひめ産業資源循環協会

4. 産業廃棄物の適正処理

◆排出事業者の報告・届出義務

報告等の対象者	報告等の種類	報告期限	提出先*
産業廃棄物管理票交付者	・産業廃棄物管理票交付等状況報告	6月30日	循環社会推進課、大津市
産業廃棄物の前年度の発生量が1,000t以上の事業場	・産業廃棄物処理計画 ・産業廃棄物処理計画実施状況報告	6月30日	各環境事務所、大津市
特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50t以上の事業場	・特別管理産業廃棄物処理計画 ・特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告	6月30日	各環境事務所、大津市

*提出先

排出場所が大津市を除く滋賀県内 → 滋賀県(環境事務所または循環社会推進課)
排出場所が大津市内 → 大津市

4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物管理票交付等状況報告

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和4年度)

記入例

令和 4 年 00 月 00 日

滋賀県知事

(令和4年度に提出する場合)

報告書

住所 草津市〇〇町〇一〇
氏名 (株)〇〇〇工業 代表取締役 〇〇〇〇
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 077-〇〇〇-〇〇〇〇

日本標準産業分類の
中分類を記入

この報告書は、前年4月1日～3月31日までに交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)について6月30日までに提出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	(株)○○○工業					必ずトン単位で記載してください。		業種	一般機械器具製造業
事業場の所在地	草津市○○町○								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	150	15	○○○○○○○○○○○○	○○○(株)	大津市□□3丁目□-□	□○□□□□□□□□□□	□□□(株)	運搬先の住所と同じ場合は記入不要
2	廃油 (特管)	50	5	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲(株)	同上	同上	同上	
3	金属くず	特別管理産業廃棄物はその旨記載してください。		■■■■■■■■■■■■	■■運輸(株)	滋賀県■■郡■■町■■456	○○○○○○○○○○○○○○	(株)○○	
4	廃プラスチック	20	5	自己運搬	(株)○○○工業	滋賀県△△郡△△町○○987	△△△△△△△△△△△△	○○リサイクル(株)	

備考

産業廃棄物の種類及び委託生ごとに記入

1

2

3

4

5

2

6
7

7

1

20

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入 交付した産業廃棄物管理 短期間であり、又は所在地
自社運搬の場合の記載方法(P3参照)

こと。
合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること

(日本産業規格 A列4番)

※毎年度6月末までに知事もしくは大津市長へ報告が必要です。

※令和4年度からしがネット受付サービスで報告書提出が可能です!

受付完了メールが届く、紙での提出が不要等の利点があります。

4. 産業廃棄物の適正処理

◆産業廃棄物税 (滋賀県産業廃棄物税条例)

納税義務者

排出事業者

(県外の中間処理業者を含みます。)

課税対象

産業廃棄物を排出する事業者の滋賀県内の中間処理施設または最終処分場への産業廃棄物の搬入が課税の対象となります。

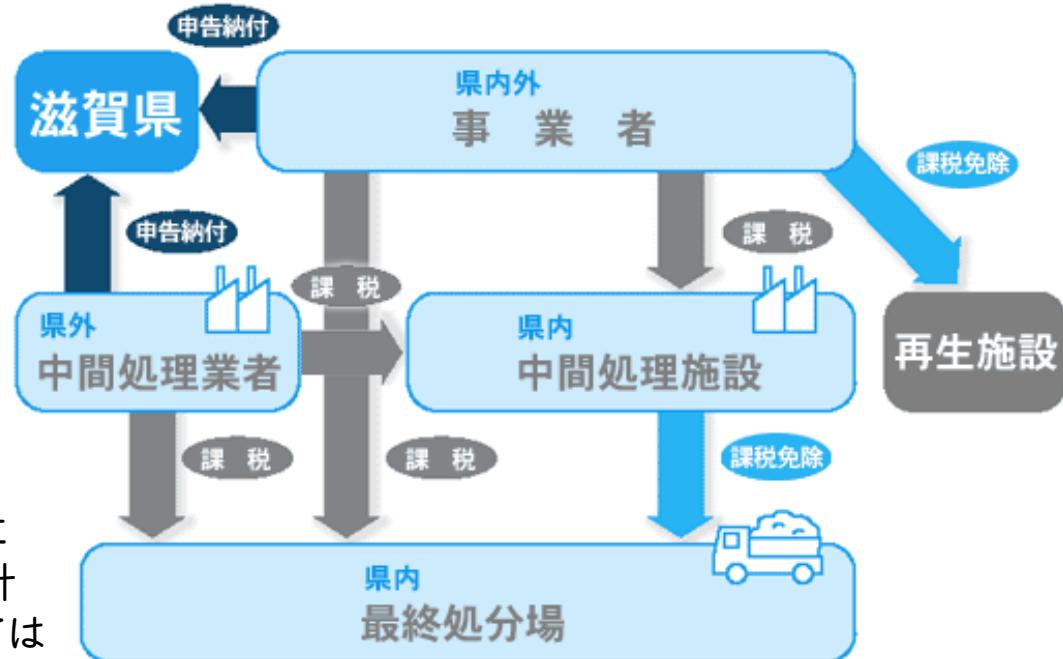
税率 1トンにつき1,000円

免税点

事務所または事業所ごとの各年度における課税標準となるべき重量の合計が、500トン以下である場合においては課税しません。

課税免除

- 1.自社中間処理のための搬入(条例第5条第1項第1号)
- 2.県内中間処理施設における処分後の搬入(条例第5条第1項第2号)
- 3.他県との二重負担調整(条例第5条第1項第3号、第4号)
- 4.再生施設への搬入(条例第5条第1項第5号)



4. 産業廃棄物の適正処理

◆改善命令

法第19条の3(抜粋)

次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事

(特別管理)産業廃棄物処理基準または保管基準に適合しない(特別管理)産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分が行われた場合、速やかに命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生を未然に防ぐ。

【改善命令に違反した場合の罰則】

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこれらの併科

4. 産業廃棄物の適正処理

◆排出事業者に対する措置命令

罰則:5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金またはこれらの併科

委託した廃棄物の処理が、産業廃棄物処理基準違反又は保管基準違反により生活環境の保全上支障が生じ、または生じる恐れがあると認められるとき、排出事業者は、自らが違反行為を行った場合（以下①）だけでなく、委託基準やマニフェストに係る義務等に違反しない場合であっても、委託した産業廃棄物の一連の処理に関する確認注意義務に違反した場合に一定の要件のもと（以下②）、措置命令の対象となる。

① 産業廃棄物の収集や処分を産業廃棄物処理業者でない者に委託した場合、
委託契約が不適正である場合 <法第19条の5第1項第2号>

マニフェストに係る義務に違反した場合 <法第19条の5第1項第3号>

② 処分業者等の資力その他の事情からみて処分業者等のみでは支障の除去等の措置が困難もしくは十分でない
かつ

排出事業者が適正な対価を負担していないとき、不法投棄等の不適切な処分がされることを知るもしくは知ることができたとき、委託した廃棄物の処理の状況に関する確認を行い必要な措置を講ずるとの努力義務規定の趣旨に照らして妥当であるとき <法第19条の6第1項>

ご清聴いただき
ありがとうございました。

困ったときは
行政や処理業者に
相談してください！

<参考>

◆産業廃棄物の排出事業者責任の全体像

○事業者自らによる処理

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、…産業廃棄物処理基準…に従わなければならない。(法第12条第1項)

○処理の委託

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、…産業廃棄物収集運搬業者…産業廃棄物処分業者…にそれぞれ委託しなければならない。(法第12条第5項)

【委託に伴う義務】

- ・委託した場合の最終処分までの注意義務
(適正な処理料金を負担、処理責任を実地に確認等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)
- ・委託に当たっての委託基準の遵守義務
(委託契約は書面により行われなければならない等)
- ・管理票交付義務等
(産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付、一定期間内に管理票の写しが送付されてこない場合は状況把握・適切な措置を講じなければならない。)

・事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
(法第3条第1項)

・事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
(法第11条第1項)

違反

+

- ・実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難
- ・支障除去等の措置を採らせることが適当

違反

措置命令(※)の対象

※一定要件下での、支障の除去等の措置の命令

<参考>

◆適正処理のためのチェックリスト、マニュアル等

- 排出事業者責任の徹底について（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

└→ 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

<https://www.env.go.jp/content/000126051.pdf>

- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（環境省HP）

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

<参考>

◆問い合わせ先（産業廃棄物関係）

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	077-528-3474
南部環境事務所	077-567-5456
甲賀環境事務所	0748-63-6133
東近江環境事務所	0748-22-7759
湖東環境事務所	0749-27-2255
湖北環境事務所	0749-65-6653
高島環境事務所	0740-22-6066
大津市環境部産業廃棄物対策課	077-528-2062